

福岡県個人情報保護審議会運営要領

平成28年2月18日 審議会決定

令和5年5月18日 一部改正

(趣旨)

第一条 この要領は、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年福岡県条例第四十三号。以下「条例」という。）第二十二條の規定に基づき、福岡県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）における審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第二条 審議会に、条例第十八條の規定により次の各号に掲げる部会を置き、所掌事務は当該各号に定めるところによる。

一 第一部会（審査請求部会）

審査請求事案の審査に関すること。

二 第二部会（住基法・番号利用部会）

イ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づく本人確認情報の保護に関すること。

ロ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に基づく特定個人情報保護評価に関すること。

2 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とする。

(小委員会)

第三条 審議会は、必要と認めるときは、会長又は会長職務代理者及び会長があらかじめ指名する委員二名（会長が特に必要と認めるときは三名の委員）で構成する小委員会を設置することができる。

2 小委員会が行う事務は、次のとおりとする。

一 審議会及び部会の会議録について、知事に対し福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号）に基づく公文書開示請求又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十三号。以下「法」という。）に基づく保有個人情報開示請求があった場合に、必要に応じて意見を述べること。

二 審議会及び部会の運営に関し必要な調査、検討等を行い、その内容を審議会及び部会に報告すること。

3 審議会は、小委員会の決議をもって審議会の決議とする。

4 小委員会は、その決議を審議会に報告するものとする。

5 小委員会は、必要と認めるときは、審議会の開催を求めることができる。

(諮問書の添付資料)

第四条 審議会は、諮問実施機関に対し、諮問書に次の各号（開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為に係る審査請求にあっては、第二号、第四号及び第七号を除く。）に掲げる書類の写しの添付を求めるものとする。

- 一 保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書
- 二 保有個人情報開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る通知書
- 三 審査請求書
- 四 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報
- 五 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「行服法」という。）第二十九条第二項の弁明書
- 六 行服法第三十条第一項の反論書又は同条第二項の意見書が提出されている場合にあつては、当該反論書又は当該意見書
- 七 法第八十六条第三項の反対意見書が提出されている場合にあつては、当該反対意見書

(存否に関する情報の取扱い)

第五条 審議会は、諮問実施機関から、法第八十一条の規定による不開示決定に係る保有個人情報の存否の取扱いについて特別の配慮を必要とするものである旨の申出を受けた場合において、当該保有個人情報の存否を明らかにすることを求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴くものとする。

(口頭意見陳述)

第六条 審議会は、審査請求人、参加人又は諮問実施機関から、行服法第七十五条第一項の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を行う意思の有無及び同条第二項の規定による補佐人を同伴する意思の有無を確認するものとする。

- 2 口頭意見陳述は、審議会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関及び開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関を招集してさせるものとする。
- 3 審議会は、審議会に出席して意見を述べることのできる者の数を制限することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審議会は、口頭意見陳述を行う意思を表明した者（次項において「申立人」という。）のする陳述が審査請求に係る事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審議会の許可を得て、審査請求に係る事案に関し、

開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関に対して、質問を發することができる。

(提出資料の送付による交付)

第七条 行服法第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第一項の規定による交付を求める審査請求人又は参加人が、送付による交付を求めた場合は、当該審査請求人又は当該参加人に送付に要する費用を求めるものとする。

2 前項の送付に要する費用は、郵便切手により納付するものとする。

(除斥)

第八条 特定の審査請求に係る事案につき特別の利害関係を有する委員は、審議会の決議があつたときは、当該事案に係る審議に関与することができない。

(会議の公開)

第九条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、条例第二十一条の規定により非公開とされる手続を除き、原則として公開するものとする。

2 会議開催の周知は、開催日のおおむね二週間前までに県のホームページに掲載することにより行うものとする。

3 何人も、会議を傍聴することができるものとし、定員は十人以内とする。

4 審議会は、傍聴を希望する者に対し、傍聴者名簿に氏名を記載させた上で、先着順に傍聴させるものとする。

5 傍聴の受付は、会議開催日に会場で開会の三十分前から行う。

6 傍聴者には、原則として会議に提出される資料を配付するものとする。

7 審議会は、傍聴者による写真撮影、録画、録音等は認めない。ただし、事前に審議会事務局に申出があつた場合であつて、会長の許可を受けたときは、この限りでない。

8 審議会は、公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、別記傍聴要領を傍聴者に配付し、遵守を求めるものとする。

(会議録の作成及び公表)

第十条 審議会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 開催日時
- 二 出席委員の氏名
- 三 会議に付した事案の件名
- 四 議事の内容
- 五 その他必要な事項

2 会議録は、会長（部会にあつては、部会長）が署名し、確定する。

- 3 審議会は、第一項の会議録（条例第二十一条の規定により非公開とされる手続に係る会議にあっては、第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに議事の概要を記載した書面）を県民情報センター及び地区県民情報コーナーで一般の閲覧に供するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。

（答申等の内容の公表）

第十一条 審議会は、条例第十条第三号、第四号及び第五号の規定により、意見を述べ、又は建議等をしたときは、原則としてその内容を公表するものとする。

- 2 前条第三項の規定は、前項の公表について準用する。

別記

傍 聴 要 領

1 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 審議会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (3) 会場において飲食、喫煙等をしないこと。また、携帯電話等を使用しないこと。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないこと。

2 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記1の規定に違反したときは、退室していただくことがあります。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前にされた実施機関の開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る不服申立てに係る諮問書の添付資料又は口頭意見陳述に係る事項については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和五年 月 日から施行する。